



香川県高速安協だより

令和3年 6月号

令和3年 6月17日
香川県高速道路交通安全協議会
〒762-0025 坂出市川津町 4388-1
Tel(兼 FAX) 0877-44-4900

飲酒運転は犯罪です！



飲酒運転は絶対にしない、させない

飲酒運転には厳しい処分が！

酒酔い運転



無条件で……

35点 欠格期間3年
免許取消し

酒気帯び運転



呼気中アルコール濃度
0.25mg/ℓ以上

25点 欠格期間2年
免許取消し

呼気中アルコール濃度
0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満

13点
免許停止 90日

欠格期間の上限は10年！

酒酔い運転をした場合 **3年**
死亡事故を起こした場合 **7年**
ひき逃げをした場合 **10年**

※) 前歴及びその他の累積点数がない場合

※) 欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

運転者にも運転者以外にも厳しい罰が！

運転者



酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両の提供者



酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者



酒酔い運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

なんしょんな まんで失すで その一杯

(第1回さぬき弁交通安全川柳コンテスト 最優秀作品)